

令和7年10月19日執行予定

湖南省議会議員一般選挙

候補者のしおり

湖南省選挙管理委員会

湖南省議会議員一般選挙 候補者のしおり

この「候補者のしおり」は、湖南省議会議員一般選挙の候補者のために公職選挙法（以下「法」という。）その他関係法令中、主として立候補届出関係及び選挙運動に伴う諸届出関係を抜粋したものです。

このしおりに記載されている事項以外にも重要な事項が多数ありますので、関係法令等について十分研究してください。

目 次

第1 総括的事項	
1. 選挙事務の管理	3
2. 選挙長	3
3. 市委員会に対する届出等の場所	3
4. 選挙長に対する届出等の場所	3
5. 選挙に関する届出等の時間	3
6. 主要日程	4
第2 候補者となることのできる要件	
1. 被選挙権	4
2. 立候補の制限又は禁止	5
第3 立候補の手続き	
1. 立候補の届出	5
2. 届出の書類	5
3. 候補者届出書記載に当たっての注意	6
4. 添付書類の注意	6
5. 通称認定の申請	7
6. 立候補の受付要領	7
第4 候補者に交付する物件、証明書類	
1. 交付する物件、証明書類	8
2. 交付物件の再交付	8
第5 選挙運動	
1. 選挙運動とは	8
2. 選挙運動の期間	8
3. 選挙事務所	9
4. 選挙運動用自動車	9
5. 選挙運動用拡声機	10
6. 選挙運動用通常葉書	10
7. 選挙運動用ビラ	10
8. 選挙運動用ポスター	11
9. 新聞広告	11
10. 個人演説会	11
11. 街頭演説	12
12. 選挙公報	12
13. 戸別訪問の禁止	12
14. 署名運動の禁止	13
15. 人気投票の公表の禁止	13

16. 飲食物の提供の禁止	13
17. 気勢を張る行為の禁止	13
18. 連呼行為の禁止	13
19. インターネット等による選挙運動	13
20. 選挙運動を禁止されている者	15
21. 選挙期日後の挨拶行為の制限	15
第6 選挙運動費用	
1. 出納責任者	15
2. 選挙運動費用制限額	16
3. 実費弁償及び報酬の額	16
4. 選挙運動に関する収支報告書の提出	17
第7 公費負担	
1. 選挙運動用自動車の使用の公費負担	17
2. ポスター作成の公費負担	18
3. 選挙運動用ビラの作成の公費負担	19
4. その他の留意事項	19
第8 開票及び選挙会	
1. 開票及び選挙会	20
2. 選挙立会人の届出	20

第1 総括的事項

1. 選挙事務の管理

令和7年10月19日執行予定(※)の湖南省議会議員一般選挙の選挙事務は、湖南省選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)が管理します。

市委員会の所在地 湖南省中央一丁目1番地
市委員会の委員長 麻生 弘子

2. 選挙長

選挙長及び同職務代理者は、湖南省議会議員一般選挙の期日の告示日(令和7年10月12日を予定。以下「告示日」という。)に選任の告示をしますが、次の者を選任する予定です。

選挙長 麻生 弘子
同職務代理者 坂田 晃浩

3. 市委員会に対する届出等の場所

候補者その他の関係人が、法又は法に基づく命令の規定によって、市委員会に対して行う届出、請求、申出その他の行為は、次の場所において受け付けます。

所在地 湖南省中央一丁目1番地
場所 湖南省選挙管理委員会事務局(市役所東庁舎 3階 総務課内)

4. 選挙長に対する届出等の場所

選挙日の告示日において選挙長が事務を取り扱う場所は、告示日に告示しますが、次の場所で行う予定です。

選挙長に対して行う届出、請求、申出その他の行為は、次の場所で受け付けます。

【告示日】

[午前8時30分～午前10時]

所在地 湖南省中央一丁目1番地1
場所 湖南省共同福祉施設(サンライフ甲西) 2階 大ホール

[午前10時～午後5時]

所在地 湖南省中央一丁目1番地
場所 湖南省選挙管理委員会事務局(市役所東庁舎 3階 総務課内)

【告示日以後】

所在地 湖南省中央一丁目1番地
場所 湖南省選挙管理委員会事務局(市役所東庁舎 3階 総務課内)

5. 選挙に関する届出等の時間

法令の規定により、選挙長又は市委員会委員長に対して行う届出、請求、申出その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間に限られます。

選挙期間中は、土曜日、日曜日であってもこの時間内は受け付けます。また、これらの届出等は、原則として到達主義となっていますので、できるだけ期限より早めに行ってください。

6. 主要日程 ※※令和7年10月19日執行の場合※※

月日	曜日	事項
9.11 9.12 9.16	木 金 火	立候補届出書類事前審査 ※別紙の案内をご確認ください。
選挙運動開始の 1週間前を目途		選挙運動用自動車の事前審査（甲賀警察署） ※詳細は甲賀警察署にお問い合わせください。
10.11	土	選挙管理委員会（選挙時登録）
10.12	日	選挙期日の告示 立候補届出受付（午前8時30分から午後5時まで） 選挙運動開始 選挙事務所設置届（異動届）の受付開始 選挙公報掲載（修正、撤回）申請の受付 出納責任者選任届（異動届）の受付開始 選挙運動事務員・車上運動員・手話通訳者・要約筆記者の届出の受付開始 公営施設使用の個人演説会開催申出受付開始 選挙運動用自動車使用、ポスター作成、ビラ作成に関する公費負担手続開始 選挙（開票）立会人の届出の受付開始 立候補辞退届出期限（午後5時） 選挙公報の掲載順序くじ（午後5時15分から 3階市委員会） 投票記載所氏名等の掲示の掲載順序くじ（午後5時30分から 3階市委員会）
10.13	月	期日前投票・不在者投票開始
10.14	火	公営施設使用の個人演説会開始
10.16	木	（補充立候補の事由が発生した場合の）補充立候補届出最終日 選挙立会人の届出期限（午後5時まで） 選挙立会人のくじ及び補充選任（午後5時15分から 3階市委員会）
10.18	土	選挙運動最終日（投票所の入口から300メートル以内にある選挙事務所は、投票日当日は閉鎖若しくは移転が必要です。） 期日前投票・不在者投票最終日
10.19	日	投票（午前7時から午後8時まで） 開票（午後9時20分から 湖南市共同福祉施設 大ホール※） 選挙会 当選人に当選の旨の告知、当選人の告示
10.20	月	（無投票の場合の選挙会（午前9時30分から 湖南市東庁舎3階大会議室）） 当選証書付与式（午前10時30分から 湖南市東庁舎4階第4委員会室）
10.24	金	請負関係を有しない旨の届出期限
11.3	月・祝	選挙運動用収支報告書提出期限（第1回分） 選挙の効力及び当選の効力に関する異議申出期限 選挙公営請求期限
11.4 以降	火	供託物返還請求

第2 候補者となることのできる要件

1. 被選挙権

- (1) 湖南市議会議員一般選挙において、次に掲げる要件にすべて該当する者は、候補者となり得る権利（以下「被選挙権」という。）を有します。
 - ア 日本国民であること。
 - イ 選挙の期日において年齢満25年以上の者であること。
 - ウ 湖南市議会議員選挙の選挙権を有すること。
- (2) 上記(1)の各要件に該当する者であっても、次に掲げる者は被選挙権を有しません。

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- イ 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（一般犯罪による刑の執行猶予中の者を除く。）
- ウ 公職にある間に犯した刑法第 197 条（収賄、受託収賄及び事前収賄）、第 197 条の 2（第三者供賄）、第 197 条の 3（加重収賄及び事後収賄）又は第 197 条の 4（あっせん収賄）の罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律第 1 条（公職者あっせん利得）の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者
- エ 法律で定められるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により拘禁刑以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- オ 法第 252 条（選挙犯罪に因る処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の規定により、選挙に関する罪によって選挙権及び被選挙権が停止されている者
- カ 政治資金規正法第 28 条の規定により、政治資金規正法違反の罪によって選挙権及び被選挙権が停止されている者

2. 立候補の制限又は禁止

前記 1 により被選挙権を有する者は、湖南省議会議員一般選挙の候補者となることができますが、さらに次の立候補制限又は禁止に該当しないことが必要です。

(1) 重複立候補の禁止（法 87）

他の選挙において公職の候補者となった者は、同時に湖南省議会議員一般選挙の候補者となることはできません。

(2) 選挙事務関係者の立候補制限（法 88）

今回の湖南省議会議員一般選挙の投票管理者又は選挙長となった者は、在職中、その関係区域内において当該選挙の候補者となることはできません。

(3) 公務員の立候補制限（法 89、90）

国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人の役員若しくは職員は、原則として在職のまま候補者となることはできません。この公務員の範囲は非常に広義に解され、また在職のまま立候補できる公務員については、詳細に規定されていますので、市委員会に問い合わせてください。

(4) 連座による立候補制限（法 251 の 2、251 の 3）

連座対象者（総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、候補者又は立候補予定者の一定の親族、候補者又は立候補予定者の秘書及び組織的選挙運動管理者等）が買収等の罪を犯し一定の刑に処せられた場合は連座制が適用され、当該裁判の確定等のときから 5 年間、当該候補者等は同じ選挙に立候補することができません。

第 3 立候補の手続き

1. 立候補の届出

立候補の届出は、告示日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に、郵便等によることなく、文書で選挙長に届け出なければなりません。

立候補の届出には、

- ① 本人届出 = 候補者になろうとする者自身が届け出る方法
 - ② 推薦届出 = 選挙人名簿に登録されている者が候補者の承諾を得て届け出る方法
- の 2 種類の方法があります。

2. 届出の書類

(1) 本人届出の場合

候補者届出書（本人届出）

- 添付書類
 - ア 供託証明書（候補者名で供託したもの）
 - イ 宣誓書
 - ウ 所属党派証明書（無所属の場合は不要）
 - エ 戸籍の謄本又は抄本
 - オ 通称認定申請書（通称を使用しない場合は不要）

(2) 推薦届出の場合

候補者届出書（推薦届出）

- 添付書類
- ア 候補者推薦届出承諾書
 - イ 選挙人名簿登録証明書（推薦届出者全員）
 - ウ 供託証明書（推薦届出者名で供託したもの）
 - エ 宣誓書
 - オ 所属党派証明書（無所属の場合は不要）
 - カ 戸籍の謄本又は抄本
 - キ 通称認定申請書（通称を使用しない場合は不要）

3. 候補者届出書記載に当たっての注意

- (1) 「氏名」は戸籍簿に記載された氏名（以下「本名」という。）を楷書で明確に記載し、必ず「ふりがな」をつけてください。

なお、戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表及び人名用漢字別表に記載された文字を使用して届け出することは差し支えないとされています。（例：濱→浜・澤→沢）

また、本名の代わりに広く通用している本名以外の呼称（以下「通称」という。）を使用する場合、あるいは本名の漢字部分をかな書きで使用する場合であっても、「氏名」欄には本名を記載し、別に通称認定の申請が必要です。（詳しくは後述します。）

- (2) 「本籍」、「住所」及び「生年月日」は、戸籍簿及び住民票に記載されている当該事項を正確に記載してください。

なお、満年齢は、届出日現在ではなく選挙期日現在の満年齢を記載してください。

- (3) 「党派」は、添付する所属党派証明書に記載してある政党その他の政治団体の名称を記載してください。

また、当該政党その他の政治団体の名称が字数 20 字を超える場合には、当該政党その他の政治団体の名称のほか、字数 20 字以内の略称を併せて「(略称) 何々」と記載しなければなりません。

なお、所属党派証明書を有しない場合は、「無所属」と記載しなければなりません。

- (4) 「職業」は、なるべく詳細に記載し、兼職を禁止されている職にある者については、その職名も記載しなければなりません。また、地方自治法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）に規定する関係にある者については、そのことも記載しなければなりません。

- (5) 一のウェブサイト等のアドレス

「一のウェブサイト等のアドレス」は、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。

4. 添付書類の注意

- (1) 供託証明書

湖南省議会議員一般選挙の供託金の額は、300,000 円で、供託をすべき者は本人届出の場合は候補者となろうとする本人、推薦届出の場合は推薦届出人（2 人以上の場合は、その中の 1 人でもよい。）です。湖南省の近隣で供託事務を取り扱うところは次のとおりですので、次の供託所を利用してください（供託の手続き等詳細については、次の法務局の指示に従ってください）。

本局 大津地方法務局

支局 大津地方法務局甲賀支局（電話 0748-62-1828）

なお、このうち直接現金の受入れを取り扱うものは大津地方法務局のみで、甲賀支局では供託所が指定する日本銀行代理店へ払い込んでください。

供託証明書は、供託を証する書面すなわち供託書を添付しますが、この供託書には、本人届出の場合は「供託者の住所氏名」欄に候補者の本名（戸籍名）が記載されていなければならない、推薦届出の場合はこの書面の「供託の原因たる事実」欄に候補者の本名が記載されていなければならない。

供託物については、

- ① 得票数が有効投票総数を議員定数で除して得た数の 10 分の 1 に達しない場合
- ② 候補者が立候補を辞退した（とみなされる）場合
- ③ 立候補の届出が選挙長から却下された場合

のそれぞれにおいて没収され、湖南省に帰属することとなります。

また、候補者が死亡した場合、候補者の得票数が没収点を超えるとき、無投票当選の場合、選挙の全部が無効となった場合には、選挙長から供託物が没収されない旨の証明書を配達証明にて郵送しますので、大津地方法務局甲賀支局に提出し、供託物払渡（返還）の手続きを行ってください。その時期は、一般的には当該選挙・当選に関する訴訟期間が過ぎ、又は訴訟の処理が終わって、選挙・当選の効力が確定した後です。

(2) 宣誓書

本人届出、推薦届出の場合を問わず、候補者になろうとする者が、候補者となることができない者でないことを宣誓しなければなりません。

(3) 所属党派証明書

政党その他の政治団体に所属する候補者として届け出る場合にだけ必要で、無所属で立候補する場合は不要です。

この証明書の発行権者は、各政党とも選挙の種類によって本部等で決めているので、それ以外の者、例えば総裁、委員長等が証明書の発行権者になっているにもかかわらず、県支部長等が証明したものは、権限のない者のした証明書であって証明の効力はありません。

(4) 候補者推薦届出承諾書（推薦届出の場合のみ）

推薦届出の方法により候補者になろうとする者が、すべての推薦届出者に対して推薦届出されることの承諾書を添付しなければなりません。

(5) 選挙人名簿登録証明書

すべての推薦届出者の選挙人名簿登録証明書を添付しなければなりません。この場合、湖南省の選挙人名簿に登録されていることの証明書でなければなりません。

この証明書は、申請に基づいて市委員会が発行します。

5. 通称認定の申請

立候補の届出は、本名でしなければなりません。本名の代わりに広く通用している通称がある場合において、委員会等が行う立候補の届出等の告示、新聞広告、選挙公報及び投票記載所の氏名等の掲示に本名の代わりに、通称で記載され、又は使用されることを求める場合は、当該通称について選挙長の認定を受けなければなりません。

通称の認定を申請しようとする場合は、「候補者届出書（本人届出）」又は「候補者届出書（推薦届出）」に、「通称認定申請書」を添えて提出しなければならず、この際、当該通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足りる資料、例えば葉書、名刺、著書その他その人の呼称として通用している実績を示すに足りるだけのものを提示する必要があります。

なお、通称認定の申請は、一般の通称のほか、戸籍上の氏名として用いられている漢字をかな書きとして使用する場合でも必要ですが、この場合には、事柄の性質上特に通用している実績を示す資料を提示する必要はありません。

6. 立候補の受付要領

立候補届出の受付は、次の方法により行うことを告示日に告示します。

- (1) 告示日の午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する候補者又はその代理人について、くじにより立候補の届出を受け付ける順位を定め、その順位によって届出を受け付けます。くじの方法は、まず、くじを引く順位を定めるくじを行い、その順位により立候補届出の受付順位を定めるくじを行います。
- (2) 告示日の午前8時30分後に到着した者については、到着の順により、その到着が同時であるときはくじによって定める順位により届出を受け付けます。

第4 候補者に交付する物件、証明書類

1. 交付する物件、証明書類

立候補の届出が受理された候補者には、次の一覧表に掲げる物件、証明書類等が市委員会及び選挙長から交付されますので、交付物件等を受け取ったときは、そのすべてが揃っているか必ず確認してください。

また、受領後は直ちに受領書を提出してください。

候補者に交付する物件、証明書類一覧表

番号	物件、証明書類等の名称	数量	交付者	備考
1	街頭演説用標旗	1本	市委員会	選挙終了後返却
2	選挙運動用自動車表示板	1枚	〃	〃
3	選挙運動用拡声機表示板	1枚	〃	〃
4	街頭演説用腕章	11枚	〃	〃
5	乗車用腕章	4枚	〃	〃
6	候補者リボン	1個	〃	
7	候補者用通常葉書使用証明書	1枚	選挙長	原則として再交付できません。
8	選挙運動用通常葉書差出票	10枚	〃	〃 (200枚で1枚)
9	新聞広告掲載証明書	2枚	〃	〃

※ ポスター掲示場設置場所一覧表については、立候補届出書類事前審査時に交付します。

2. 交付物件の再交付

上記一覧表中の1から5までに掲げる物件を紛失又は破損したため、再交付を求めようとする場合は、市委員会に対し理由書を添え文書で申請しなければなりません。

破損により再交付の申請をする場合は、破損した物件を返付しなければなりません。

また、1から5までに掲げる物品は、選挙終了後直ちに返還しなければなりません。

第5 選挙運動

1. 選挙運動とは

選挙運動とは、「①特定の選挙について、②特定の候補者の当選を目的として、③投票を得、又は得しめるために選挙人に働きかけること」が選挙運動であるとされています。

2. 選挙運動の期間

選挙運動のできる期間は、立候補の届出が受理されてから選挙期日の前日までですが、選挙当日の選挙運動及び立候補届出前の選挙運動（事前運動）は禁止されています。

ただし、例外として、次の行為は認められています。

(1) 立候補準備行為

- (ア) 立候補の瀬踏行為（選挙区内の支持状況調査）
- (イ) 候補者選考会等
- (ウ) 供託物を供託する行為

(2) 選挙運動準備行為

- (ア) 政党等の公認を求める行為
- (イ) 選挙事務所、自動車、拡声器の借入れの内交渉
- (ウ) 個人演説会場（公営施設以外）借入れの内交渉
- (エ) 立札、看板、ちょうちんの類の作製
- (オ) 選挙運動用ビラの印刷
- (カ) 選挙運動用ポスターの印刷
- (キ) 選挙公報の原稿作成
- (ク) 選挙運動資金の調達（一般選挙人に働きかける行為を除く。）

- (ケ) 選挙運動員、労務者雇用の内交渉
- (コ) 選挙演説会出演依頼の内交渉
- (サ) 選挙運動員等の任務の割振り等の連絡調整

上記のような行為は、直接選挙人を対象としないものであり、事務上の交渉又は準備に属する行為で、そのこと自体が直ちに投票を獲得することを目的としないので選挙運動とはいえません。

ただし、注意を要するのは、これらの行為があわせて投票獲得の意図をもって行われるときは、事前運動となることがあります。

3. 選挙事務所

- (1) 選挙事務所とは、特定候補者の選挙運動に関する事務を取り扱う一切の場所的設備をいいます。
- (2) 選挙事務所は、候補者1人につき1箇所、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの間設置することができ（ただし、選挙の当日も投票所を設けた場所の入口から300m以上離れた場所に限り、設置しておくことができます。）、また、この期間内には1日につき1回を超えない範囲で選挙事務所を異動（廃止に伴う設置を含む。）することができます。

選挙事務所を設置したときは、直ちに「選挙事務所設置届」を市委員会に提出しなければなりません。

また、選挙事務所を異動したときは、直ちに「選挙事務所異動届」を提出しなければなりません。

- (3) 選挙事務所を設置又は異動することができる者は、候補者又はその推薦届出者（数人あるときは、その代表者）です。推薦届出者が選挙事務所を設置（異動）した場合は、「選挙事務所設置（異動）届」に、当該候補者の「選挙事務所設置（異動）承諾書」を、また推薦届出者が数人あるときは、「推薦届出者代表者証明書」を併せて添付しなければなりません。

- (4) 選挙事務所には、その表示のためのポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することができます。なお、これらの文書図画は選挙事務所の所在する場所に限り掲示できるもので、選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。

ポスター、立札及び看板の類の規格は、縦350cm、横100cm以内（縦横自由）で、数量は通じて3以内に限られます。なお、大きさの制限については、立札、看板の「足」の部分も含まれます。また、「通じて3」は「合計3」の意味ですが、ポスター、立札、看板の類の両面を使用した場合は、2枚又は2個に数えられます。

ちょうちんの規格は、高さ85cm、直径45cm以内で、数量は1個に限られます。

記載の内容は、選挙事務所を表示するためのものであって、例えば単に候補者の政見や経歴のみを記載したもの、あるいは候補者の写真のみが表示されているというようなものは、これを掲示することができません。ただし、付随的に記載、表示されているものなら差し支えありません。

- (5) 休憩所その他これに類似する設備（湯呑所等）は、選挙運動のために設けることはできません。

4. 選挙運動用自動車

- (1) 主として選挙運動に使用される自動車は1台に限り使用でき、市委員会が交付する「選挙運動用自動車表示板」を自動車の前面等、外部から見やすい箇所にその使用中常時掲示しておかなければなりません。

- (2) 選挙運動用自動車として使用できる自動車は次のものに限られます。

ア 乗車定員10人以下の乗用自動車（一般に車検証の用途欄に乗用の旨が記載されている車）

ただし、二輪自動車以外の自動車については、屋根、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの（オープンカー）や屋根の全部又は一部を開け閉めできるもの（オープンカーに幌をかぶせた車、サンルーフ車等）は使用できません。

イ 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車（いわゆるワゴン型・バン型の車で車検証用途欄が貨物用とされているもの。小型かどうかは、車検証を確認してください。）

ただし、アと同様、屋根、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び屋根が取り外せたり、開くことができる車は使用できません。

ウ 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの（いわゆるジープ）

この種の車でも屋根、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものは使用できません。しかし、ア、イと異なり、上部が開閉式のもの（幌付ジープ、サンルーフ車等）は使用できます。

ただし、走行中に窓以外の部分を開いて使用することはできません。

また、自動車の構造が宣伝を主たる目的としているものは使用できません。

- (3) 選挙運動用自動車には、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を取り付けて使用することができます。

ポスター、立札及び看板の類の規格は、縦 273 cm、横 73 cm以内で、数量の制限はありません。

ちょうちんの規格は、高さ 85 cm、直径 45 cm以内で、数量は 1 個に限られます。

- (4) 選挙運動用自動車に乗車できる者は、候補者、運転手（自動車 1 台につき 1 人に限る。）の他自動車 1 台につき 4 人を超えてはなりません。

この 4 人は、市委員会が交付する「乗車用腕章」を着用しなければなりません。

- (5) 選挙運動用自動車の上においては、停止した車上において選挙運動のための演説をすること（この場合、街頭演説用の標旗が必要）及び自動車の上において選挙運動のための連呼行為（いわゆる流し連呼）をすること以外は選挙運動をすることができません。

- (6) 自動車を選挙運動に使用する場合は、前述の公職選挙法による規制のほか、看板、拡声機等を取り付ける場合に道路交通法等の規制を受けますので、近畿運輸局滋賀運輸支局及び警察署に問い合わせてください。

5. 選挙運動用拡声機

主として選挙運動に使用できる拡声機は一揃いで、これには市委員会が交付する「選挙運動用拡声機表示板」を送話口（マイク）の下部等に、その使用中常時掲示しておかなければなりません。

なお、このほか個人演説会（演説を含む。）の開催中その会場において別に一揃いを使用できますが、これには表示板をつける必要はありません。

6. 選挙運動用通常葉書

- (1) 選挙運動のために使用できる文書図画のうち、選挙運動用通常葉書 2,000 枚のほかは葉書を頒布することができません。

選挙運動用通常葉書を手に入れるには、選挙長の発行する「候補者用通常葉書使用証明書」を選挙運動期間中に日本郵便株式会社甲西郵便局の窓口へ提出して、「選挙用」の表示をしてある郵便葉書の交付を受けてください。

証明書は 1 枚で 2,000 枚の葉書の交付を受けられますが、1 度に受けても、あるいは数回に分けて受けてもかまいません。数回に分けて受ける場合は、その都度証明書にその枚数が表示され、2,000 枚に達するまで証明書が返付されます。

- (2) 前記の郵便葉書を用いず、手持ちの通常葉書（郵便葉書、私製葉書を問いません。）を立候補の前にあらかじめ印刷して選挙運動用を使用することはできますが、これを使用するときも「候補者用通常葉書使用証明書」とともに前記郵便局へ提出し、「選挙用」の表示を受けてください。

この場合、「選挙用」の表示を受けられる葉書の枚数は、(1)により交付を受ける郵便葉書と手持ちの通常葉書とを通じて 2,000 枚以内です。

- (3) 「選挙用」の表示を受けた通常葉書を使用するときは、配達事務を取り扱う郵便局の窓口へ選挙長の発行する「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて差し出してください。直接郵便ポストに投函し、あるいは郵便物の配達事務を取り扱わない郵便局に差し出しても配達されません。

この葉書を、郵便によらず使送し、あるいは路上等で選挙人に手渡す等の方法で配布することはできません。

- (4) 選挙運動用通常葉書に宛名を記載する場合、「●●会社 御中」、「▲▲会社■課御一同様」のような宛先は、不特定多数の者に宛てたものとみなされるおそれがあり、認められません。

7. 選挙運動用ビラ

- (1) 選挙運動のために使用できる文書図画のうち、選挙運動用ビラは、2 種類以内で 4,000 枚を限度に頒布することができますが、頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所（印刷者が法人の場合は、その名称及び所在地）が記載され、市委員会が交付する証紙を貼付したもの以外は頒布することはできません。頒布しようとする場合は、「選挙運動用ビラ届出書」に当該ビラ 3 枚を添えて市委員会へ提出してください。

- (2) 選挙運動用ビラは、A4 判（長さ 29.7cm、幅 21cm）以内であれば、記載内容（ただし、虚偽事項の公表、利益誘導等の罰則に触れるような内容は書けません。）、表裏の使用、カラー刷り、紙質等特に制限はありません。

ただし、冊子は作成、頒布できません。

- (3) 選挙運動用ビラの頒布方法は、新聞折込み、選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布に限られています。

8. 選挙運動用ポスター

- (1) 選挙運動用ポスターは、長さ 42 cm、幅 30 cmを超えてはなりません。また、掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所(印刷者が法人の場合は、その名称及び所在地)を記載しなければなりません。
- (2) 選挙運動用ポスターは、市委員会が設置するポスター掲示場(以下「掲示場」という。)において、1 掲示場ごとに各 1 枚に限って掲示することができ、その他の場所には一切掲示することができません。

なお、これらのポスターは、選挙の当日においても掲示場に掲示しておくことができます。

- (3) 候補者が掲示することができる掲示場の区画は、候補者の届出順位と市委員会が掲示場に付した番号と同じ番号の区画であって、それ以外の区画には掲示できません。
- (4) 掲示場の設置場所については、「ポスター掲示場設置場所一覧表(図面も含む。)」を立候補届出書類事前審査時にお渡しします。
- (5) 選挙運動用ポスターには、掲示される候補者の氏名を、選挙人が見やすいよう明確に記載してください。
- (6) 選挙運動用ポスターには、以下のいずれにも該当する内容を記載してはなりません。該当するかどうか不明な場合は、選挙管理委員会にご相談ください。
- ア 他人、他の政党、または他の政治団体の名誉を傷つける内容
 - イ 善良な風俗を害する内容
 - ウ 特定の商品や営業活動の広告・宣伝に当たる内容
 - エ ポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を失わせるおそれのある内容

9. 新聞広告

- (1) 候補者はいずれかの新聞に選挙運動期間中 2 回に限り有料で新聞広告をすることができますが、どの新聞を選ぶかは候補者の自由で、2 回とも同一の新聞にすることも、1 回ごとに異なる新聞にすることもできます。

新聞広告をしようとするときは、選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」を希望する新聞社に提示して掲載の申込みをしてください。

なお、新聞広告をする場合、新聞社によっては相当期日に余裕を持って申し込まなければ希望する新聞広告ができない場合がありますから、なるべく早めに申し出てください。

- (2) 新聞広告の規格は、横 9.6 cm、縦 2 段組以内で、記事下に限られ、色刷りは認められません。候補者の氏名は本名(通称認定を受けた場合は認定通称名)に限られます。

10. 個人演説会

- (1) 個人演説会は、公営施設を使用して開催する場合とそれ以外の施設を使用して開催場合があります。個人演説会を開催できる者は候補者に限られていますが、その開催回数については制限はありません。

ア 公営施設使用の個人演説会

- (ア) 開催の申出は、開催しようとする日前 2 日までに「個人演説会開催申出書」を市委員会に提出しなければなりません。

※ 市委員会では、立候補届出を受理した時に交付する立候補届出済証を持参した候補者から順に開催申出を受け付けます。

- (イ) 候補者 1 人について同一施設ごとに 1 回までは無料です。2 回目以後は定められた使用料をその施設に納付しなければなりません。
- (ウ) 施設の使用時間は、無料、有料を問わず、1 回につき準備、撤去を含め 5 時間以内です。
- (エ) 告示日前に施設に予約申込み(いわゆる仮押え)はできません。
- (オ) 演説会開催の申出を撤回しようとするときは、その開催期日前 2 日までに、その旨を文書で市委員会に申し出なければなりません。

イ 公営施設以外の個人演説会

当該施設の管理者と交渉し、その承諾を得れば自由に開催できます。

- (2) 個人演説会場において、その演説会の開催中ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することができます。

ポスター、立札及び看板の類の規格、数量は、演説会場の内部においては制限がありませんが、演説会場の外部においては規格は縦 273 cm、横 73 cm以内で、掲示できる数量はポスター、立札及び看板の類を通じて 2 以内に限られます。

ちょうちんの規格は、高さ 85 cm、直径 45 cm以内で、掲示できる数量は演説会場の内部、外部を通じて 1 個に限られます。

個人演説会場において掲示するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名、住所を記載しなければなりません。

- (3) 個人演説会においては、開催する候補者の選挙運動のための演説をすることができますが、候補者本人はもとより候補者以外の者でも演説することができます。

また、テープレコーダー等の録音装置を使用して演説を聞かせることも、連呼行為をすることも差し支えありません。

11. 街頭演説

- (1) 選挙運動のためにする街頭演説（屋内から街頭に向かってする演説を含む。）は、演説者がその場所にとどまり、市委員会が交付する「街頭演説用標旗」を掲げている場合でなければ行うことができません。

走行中の自動車の上又は歩行しながらの「流し演説」は禁止されています。

- (2) 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者、選挙運動用自動車の運転手 1 人のほか、15 人を超えることができません。

また、これらの従事者は、候補者及び運転手を除き、市委員会が交付する「乗車用腕章」（4 枚）又は「街頭演説用腕章」（11 枚）のいずれかを着用しなければなりません。

- (3) 街頭演説は、午後 8 時から翌日午前 8 時までの間は行うことができません。

街頭演説を行う者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。

- (4) 街頭演説を行う者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。

- (5) 街頭演説において、連呼行為をすること及びテープレコーダー等の録音装置を使用して演説を聞かせることは差し支えありません。

12. 選挙公報

- (1) 候補者が選挙公報の掲載を受けようとするときは、「選挙公報掲載申請書」（以下「申請書」という。）と「選挙公報掲載文原稿」（以下「原稿用紙」という。）を、告示日の午後 5 時までに市委員会へ提出しなければなりません。提出方法は次のとおりです。

① 書面による提出の場合

「申請書」に「原稿用紙」2 通（同文のものに限る。）及び選挙の期日 3 か月以内に撮影した候補者本人の写真（縦 10cm、横 8 cm）2 枚を添えて提出

② 電子データによる提出の場合

「申請書」を書面提出のうえ、「原稿用紙」（電子データ）に記載した掲載文の電子データ（選挙の期日 3 か月以内に撮影した候補者本人の写真データを含む。）を保存した CD-R を提出。「原稿用紙」（電子データ）は、市委員会が交付した「原稿用紙」（電子データ）によって作成されたものでなければなりません。

- (2) その他選挙公報掲載文の記載に当たっての注意事項等は、別冊「選挙公報掲載申請のしおり」を参照ください。

13. 戸別訪問の禁止

- (1) 何人も、選挙に関し、投票を得る目的若しくは得しめる目的又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることはできません。

- (2) 選挙運動のため、戸別に、演説会の開催又は演説を行うことについて告知をする行為、あるいは特定の候補者の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為は、戸別訪問の類似行為とみなして禁止されています。

(3) 候補者その他の者が、各種の会合の席上若しくは街頭で、又はバスや電車の中で、たまたま出会った知人等に投票の依頼をする行為（個々面接）は認められていますが、選挙期日の告示前に行えば事前運動となり、処罰の対象となります。

14. 署名運動の禁止

何人も、選挙に関し、投票を得る目的若しくは得しめる目的又は得しめない目的をもって選挙人に対して署名運動をすることはできません。

15. 人気投票の公表の禁止

何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することはできません。

16. 飲食物の提供の禁止

(1) 何人も、選挙運動に関し、どのような名義であっても、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外の飲食物を提供することはできません。

(2) ただし、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し、選挙運動の期間中、選挙事務所において食事をするための弁当及び携行するための弁当で、選挙事務所で渡すものは提供できます。この場合、提供できる弁当料及び数量は次の範囲内です。

ただし、飲食店等に連れて行き食事をさせることはできません。

弁当料の範囲 1食あたり1,500円であつ1日あたり4,500円

数の範囲 45食(15人分×3食)×7日=315食

(3) 上記(2)により選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し弁当を提供した場合には、選挙運動に従事する者に実費弁償として支給できる弁当料は、弁当料の制限額(1食あたり1,500円、1日あたり4,500円)から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額までとなり、選挙運動のために使用する労務者は報酬の額(基本日額15,000円)から提供した弁当の実費に相当する額を控除した額までとなっています。

なお、実費弁償及び報酬の額の制限については後述します。

17. 氣勢を張る行為の禁止

何人も、選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることはできません。

18. 連呼行為の禁止

何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることはできません。

ただし、例外として個人演説会場及び街頭演説(演説を含む。)の場所である場合並びに午前8時から午後8時までの間に限り、選挙運動用自動車の上においてする場合には連呼行為をすることができますが、次に掲げる区域及び施設ではできません。

(1) 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物(公営住宅を除く。)

ただし、公営施設使用の個人演説会を開催する場合は禁止されません。

(2) 電車、バス、船舶(選挙運動用のものを除く。)及び停車場、鉄道地内

(3) 病院、診療所その他の療養施設

なお、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。

19. インターネット等による選挙運動

(1) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動

① ウェブサイト等を利用する方法

何人(注1)も、ウェブサイト等(注2)を利用する方法により、選挙運動を行うことができます。

(注1) 選挙事務関係者、特定公務員、年齢満18歳未満の者、選挙犯罪等により選挙権及び被選挙権を有しない者は選挙運動をすることができません。

(注2) 「ウェブサイト等」とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用

する方法を除いたものをいいます。

【例】ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト など

② 表示義務

選挙運動用のウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示しなければなりません。

③ 選挙期日当日の取扱い

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができます。ただし、選挙運動は選挙期日の前日までに限られているため、更新等はできません。

(2) 電子メールを利用する方法による選挙運動

① 利用主体の制限

選挙運動用電子メールは、候補者に限り、送信することができます。

② 送信先の制限

選挙運動用電子メールは、次の送信対象者に対して、それぞれ次の電子メールアドレスにのみ送信することができます。ただし、送信拒否の通知を受けたときは、以後、送信できません。

	送信対象者	送信対象メールアドレス
ア	あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者 (その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。)	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス
イ	政治活動用電子メールアドレスを継続的に受信している者(その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否したものを除く。)であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかった者	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの

③ 記録保存義務

選挙運動用電子メール送信者は、次のア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれに定める事実を証する記録を保存しなければなりません。

(1) 前記②アに掲げる者に対し送信する場合

(ア) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと。

(イ) 受信者から選挙運動用電子メールの送信の求め・同意があったこと。

(2) 前記②イに掲げる者に対し送信する場合

(ア) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと。

(イ) 選挙運動用電子メール送信者が継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること。

(ウ) 選挙運動用電子メール送信者が選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。

④ 表示義務

選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信にあたり、次の事項を正しく表示しなければなりません。

ア 選挙運動用電子メールである旨

イ 選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称

ウ 選挙運動用電子メール送信者に対し、送信拒否の通知を行うことができる旨

エ 送信拒否の通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

(3) 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等

選挙運動のための有料インターネット広告は禁止されています。

(4) その他

① 法の規定により選挙運動用文書図画に記載すべきこととされている事項(ポスター掲示責任者の氏名および住所など)を、バーコード、QRコード等により選挙運動用文書図画に記載・表示することは、認められません。

② 選挙運動用文書図画を記録した電磁的記録媒体(DVD、USBメモリなど)を頒布することは、法定外の選挙運動用文書図画を頒布することに当たり、禁止されています。

③ インターネットを利用した選挙運動を行った者に、その選挙運動の対価として報酬を支払った場合には買収罪の適用があります。

【参考】インターネット等選挙運動・政治活動の可否一覧

できること / できないこと		候補者	候補者以外の者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	○	○
	SNS（フェイスブック、ツイッター、LINE等）※1	○	○
	政策動画ネット配信	○	○
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	×
	選挙運動用ポスターを添付したメールの送信	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△※2	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ポスターを紙に印刷して頒布		×	×
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動※3		○※4	○※4
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動以外の政治活動		○※5	○※5
有料インターネット広告	選挙運動用の広告	×	×
	選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする広告	×	×
	挨拶を目的とする広告	×	×

※1 メッセージ機能を含む。

※2 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要

※3 落選運動とは、何ら当選目的がなく、単に特定の候補者の落選のみを図る行為

※4 現行どおり規制されない。ただし、新たに表示義務が課される。

※5 現行どおり規制されない。

20. 選挙運動を禁止されている者

- (1) 選挙事務関係者・・・投票管理者、開票管理者、選挙長
- (2) 特定公務員・・・選管委員及び職員、裁判官、検察官、警察官等
- (3) 一般職の国家公務員、一般職の地方公務員（その属する区域内）、国公立学校の教育公務員
- (4) 不在者投票管理者・・・不在者投票に関し、業務上の地位を利用する場合に限りです。
- (5) 公務員等の地位利用による選挙運動、選挙運動類似行為の禁止
- (6) 教育者の地位利用による選挙運動の禁止・・・私立学校の教員も含む。
- (7) 年齢満18歳未満の者・・・単純労務以外に使用してはいけません。
- (8) 選挙犯罪者により選挙権、被選挙権を有しない者

21. 選挙期日後の挨拶行為の制限

何人も、選挙期日後において当選（落選）に関し、選挙人に挨拶する目的で、次の行為をしてはいけません。

- (1) 選挙人に対する戸別訪問
- (2) 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか、文書図画の頒布及び掲示
- (3) 新聞・雑誌等の広告の利用
- (4) 放送の利用
- (5) 当選祝賀会等の集会の開催
- (6) 自動車を連ねたり、隊伍を組んで往来するなど、氣勢を張る行為
- (7) 当選人等の名前などを言い歩く行為

第6 選挙運動費用

1. 出納責任者

- (1) 候補者は、自己の選挙運動に関する収支及び支出の責任者（以下「出納責任者」という。）1人を選任しなければなりません。

この場合、候補者が自ら出納責任者となることも、推薦届出者が当該候補者の承諾を得て出納責

任者を選任すること、又は自ら出納責任者となることも差し支えありません。

- (2) 出納責任者を選任したときは、直ちに「出納責任者選任届」により、また出納責任者を異動したときは「出納責任者異動届」により市委員会に届け出てください。出納責任者は、これらの届出がされた後でなければ候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもってするを問わず候補者のために寄附を受け、又は支出をすることができません。

なお、出納責任者を推薦届出者が当該候補者の承諾を得て選任（異動）する場合は、その選任（異動）につき候補者の承諾を得たことを証する「出納責任者選任（異動）承諾書」を、推薦届出者が数人あるときはその代表者たるべきことを証する「推薦届出者代表者証明書」を併せて添付しなければなりません。

- (3) 出納責任者は会計帳簿（収入簿と支出簿）を備え付け、次の事項を記載しなければなりません。
- ア 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）
 - イ アの寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については時価に見積った金額）及び年月日
 - ウ 選挙運動に関するすべての支出（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）
 - エ ウの支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

2. 選挙運動費用制限額

- (1) 選挙運動のために支出できる費用の最高額は、市委員会が告示日に告示しますので、この最高額を超えて支出することはできません。

- (2) 湖南省議会議員一般選挙における選挙運動費用制限額は、次の算式により算出されます。

$$\text{告示日現在選挙人名簿登録者数} \div \text{議員定数(18)} \times 501 \text{円} + 2,200,000 \text{円}$$

(100円未満の端数は100円とします。)

※参考 令和7年7月2日現在選挙人名簿登録者数 42,587人

- (3) 次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出ではないものとみなされ、選挙運動費用に算入する必要はありません。
- ア 立候補の準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
 - イ 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
 - ウ 候補者が乗用する車等のために要した支出
 - エ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
 - オ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
 - カ 選挙運動用自動車を使用するために要した支出

3. 実費弁償及び報酬の額

- (1) 選挙運動に従事する者に対し、実費弁償を支給することができますが、1人に対し支給できる最高額を次のとおり定めていますので、この額を超えて支給することはできません。

ア 鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
イ 船賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
ウ 車賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
エ 宿泊料	（食料2食分を含む。） 1夜につき 23,000円
オ 弁当料	1食につき 1,500円 1日につき 4,500円
カ 茶菓料	1日につき 1,000円

- (2) 選挙運動のために使用する労務者に対しては、報酬及び実費弁償を支給することができますが、1人に対し支給できる最高額は次のとおり定めています。

ア 報酬	(ア) 基本日額 10,000円以内
	(イ) 超過勤務手当 7,500円以内（1日につき基本日額の5割以内）
イ 実費弁償	(ア) 鉄道賃、船賃及び車賃 上記(1)のア、イ及びウに掲げる額
	(イ) 宿泊料（食料を含まない。） 1夜につき 20,000円

- (3) 選挙運動に従事する者のうち、選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用

される自動車の上において選挙運動のために使用する者（以下「車上運動員」という。）及び専ら手話通訳のために使用する者（以下「手話通訳者」という。）及び専ら要約筆記（公職選挙法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者（以下「要約筆記者」という。）については、上記(1)による実費弁償のほか、選挙運動のために使用する事務員については1人1日につき最高15,000円まで、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者については1人1日につき最高20,000円までの報酬を支給することができます。

上記の者に報酬を支給するためには、あらかじめ「事務員・車上運動員・手話通訳者・要約筆記者届出書」により市委員会に届け出なければなりません。

報酬を支給できるのは、立候補の届出があった日から選挙の期日の前日までの間に限り、1日9人の範囲内ですが、最大限45人まで異なる者を届け出ることができます。

4. 選挙運動に関する収支報告書の提出

(1) 出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、会計帳簿に記載された事項を記載した選挙運動に関する収支報告書を、領収書その他の支出を証すべき書面の写し（これらを徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面）を添付して選挙の期日から15日以内に市委員会に提出しなければなりません。

また、この届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その事実が発生した日から7日以内に提出しなければなりません。

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面を、収支報告書提出の日から3年間保存しなければなりません。

(2) 総務省ホームページに収支報告書作成支援様式（エクセルファイル）が掲載されていますので、ご活用ください。

・掲載場所

総務省トップ > 選挙・政治資金 > 選挙運動費用収支報告書作成支援様式

https://www.soumu.go.jp/senkyo/sakusei_shien.html

（若しくは「選挙運動費用収支報告書作成支援様式」で検索してください）

第7 公費負担

1. 選挙運動用自動車の使用の公費負担

候補者は、選挙運動用自動車の使用については、一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。）その他の者（これらの者を以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）との契約により、選挙運動用自動車を有償で使用した場合には、供託物が没収されることとなる候補者を除き、一定限度額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができるものとされ、選挙後に当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に公費から支払われます。

(1) 有償契約の締結とそのことの届出

ア 選挙運動用自動車の使用の公費負担の適用を受けようとする候補者は、一般乗用旅客自動車運送事業者等と選挙運動用自動車の使用に関する有償契約締結後（立候補届出前に契約を締結したときは、立候補届出後）直ちに「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」に契約書の写しを添えて市委員会に提出してください。

イ 選挙運動用自動車の使用に関する有償契約が一般乗用旅客自動車運送事業を営む者以外の者との契約である場合に、契約の相手方が候補者と生計を一にする親族であるときは、その親族が当該契約に係る業務を業としている場合以外は公費負担を適用しないこととされています。

ウ 有償契約の届出をした候補者は、「選挙運動用自動車使用証明書」を、有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業者等に提出しなければなりません。

(2) 公費負担の額

ア 候補者が、選挙運動用自動車の使用に関し、一般乗用旅客自動車運送事業を営む者との間に運送契約を締結した場合（これは、自動車、燃料及び運転手込みで契約するいわゆるハイヤー方式の借上げのことです。）

当該選挙運動用自動車として使用された各日について、その使用に対し支払うべき金額（ただし、1日64,500円を限度とする。）を合計した額

イ 候補者が、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者以外の者との間に契約を締結した場合次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

(ア) 選挙運動用自動車の借入れ契約である場合（レンタル方式）

当該選挙運動用自動車1台につき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（ただし、1日16,100円を限度とする。）を合計した額

(イ) 選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合

当該契約に基づき、当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金

ただし、燃料の代金がすでに(1)の届出に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に立候補の届出があった日から選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内であることにつき、候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したもの

(ウ) 選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合

当該選挙運動用自動車の運転手が運転業務に従事した各日について、その勤務に対し支払うべき報酬の額（ただし、1日12,500円を限度とする。）を合計した額

ウ 同一の日につき、上記アに定める契約（ハイヤー方式）とイに定める契約とのいずれもが締結された場合には、これらの契約のうち、公費負担の対象となるのは、候補者の指定するいずれか一の契約に限られます。

エ 燃料について有償契約の届出をした候補者が、上記のイの(イ)ただし書による市委員会の確認を受けようとする場合には、市委員会に対して、燃料供給業者ごとに別々に「自動車燃料代確認申請書」を提出しなければなりません。

この申請に基づき、市委員会では選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認をした後、市委員会委員長から「自動車燃料代確認書」を当該候補者に交付しますので、直ちに確認書を候補者から有償契約を締結した燃料供給業者に提出してください。

なお、燃料の供給について、ガソリンスタンド毎に契約をした場合には、その契約の都度届出されて、公費負担額の範囲内であるか否かの確認を受けることとなりますが、そのようなことは事実上困難と思われ、また、ガソリンスタンド毎に供給を受ける数量を事前に予測することも不可能に近いと思われ、できるだけ同一の業者と契約してください。

(3) 金額の支払い及び請求の手続き

有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業者等は、上記(2)に定める金額の支払請求をしようとする場合には、「請求書」に「選挙運動用自動車使用証明書」を添えて、湖南市長に提出することになっています。

なお、燃料代の請求の場合には、「自動車燃料代確認書」も併せて提出しなければなりません。

2. ポスターの作成の公費負担

候補者は、選挙運動用ポスターの作成については、供託物が没収されることとなる候補者を除き、一定限度額の範囲内で無料で作成することができるものとされ、選挙後にポスターを作成した業者に公費から支払われます。

(1) 有償契約の締結とそのことの届出

ア ポスター作成の公費負担の適用を受けようとする候補者は、ポスター作成業者とポスター作成に関する有償契約締結後（立候補届出前に契約を締結したときは、立候補届出後）直ちに「ポスター作成契約届出書」に契約書の写しを添えて市委員会に提出してください。

イ 有償契約の届出をした候補者は、「ポスター作成証明書」をポスター作成業者に提出しなければなりません。

(2) 公費負担の額

ア ポスターの作成の有償契約を締結した候補者が、その締結した契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき、作成されたポスター1枚当たりの作成単価（その単価が次に掲げる額を超える場合には、当該金額を限度額とする。）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該ポスター掲示場数に相当する数の範囲内であることにつき候補者からの申請に基づき市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を公費で負担することになります。

イ ポスター1枚当たりの作成単価の限度額は次のとおりです。

$$\text{単価} = \frac{316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円} \times 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}(189)}{\text{ポスター掲示場数}(189)} \quad (\text{1円未満の端数は1円とする。})$$

ウ ポスターの作成の有償契約の届出をした候補者が、ポスター作成枚数につき市委員会の確認を受けようとする場合には、市委員会に対して「ポスター作成枚数確認申請書」を提出しなければなりません。

市委員会では、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認をした後、当該候補者に「確認書」を交付しますので、候補者は直ちに「確認書」を有償契約したポスター作成業者に提出してください。

(3) 金額の支払い及び請求の手続き

ポスター作成業者は、上記(2)に定める金額の支払請求をしようとする場合には、「請求書」に「ポスター作成証明書」及び「ポスター作成枚数確認書」を添えて、湖南市長に提出することになっています。

3. 選挙運動用ビラの作成の公費負担

候補者は、選挙運動用ビラの作成については、供託物が没収されることとなる候補者を除き、一定限度額の範囲内で無料で作成することができるものとされ、選挙後にビラを作成した業者に公費から支払われます。

(1) 有償契約の締結とそのことの届出

ア ビラ作成の公費負担の適用を受けようとする候補者は、ビラ作成業者とビラ作成に関する有償契約締結後（立候補届出前に契約を締結したときは、立候補届出後）直ちに「ビラ作成契約届出書」に契約書の写しを添えて市委員会に提出してください。

イ 有償契約の届出をした候補者は、「ビラ作成証明書」をビラ作成業者に提出しなければなりません。

(2) 公費負担の額

ア ビラの作成の有償契約を締結した候補者が、その締結した契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき、作成されたビラ1枚当たりの作成単価（その単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭とする。）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて4,000枚以内であることにつき候補者からの申請に基づき市委員会が確認したものに限り。）を乗じて得た金額を公費で負担することになります。

イ ビラの作成の有償契約の届出をした候補者が、ビラ作成枚数につき市委員会の確認を受けようとする場合には、市委員会に対して、ビラ作成業者ごとに別々に「ビラ作成枚数確認申請書」を提出しなければなりません。

市委員会では、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認をした後、当該候補者に「確認書」を交付しますので、候補者は直ちに「確認書」を有償契約をしたビラ作成業者に提出してください。

(3) 金額の支払い及び請求の手続き

ビラ作成業者は、上記(2)に定める金額の支払請求をしようとする場合には、「請求書」に「ビラ作成証明書」及び「ビラ作成枚数確認書」を添えて、湖南市長に提出することになっています。

4. その他の留意事項

(1) 公費負担関係書類に係る諸様式

第7の1及び2の公費負担の適用を受けるに当たって、候補者が市委員会及び有償契約を締結した相手方（業者、その他の者）に対して申請、届出又は提出すべき書類の用紙は、あらかじめ候補者に一括交付します。

(2) 公費負担額の請求書類の提出先

候補者と有償契約を締結した業者等が公費負担に係る額を湖南市長に請求するときは、当該請求書類は次の場所で受理（郵送可）しますので、候補者の方から当該契約をした業者等にそのことを連絡してください。

〔請求書類の提出先〕 520-3288 湖南市中央一丁目1番地
湖南市役所東庁舎 3階 総務課

(3) 公費負担額の支払い

選挙後、業者等から請求のあった金額は、供託物が没収とならなかった候補者について、法第 206 条に規定する地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議申出期間を経過した日後に、市から支払うものとします。

(4) 選挙運動費用への公費負担額の算入

選挙運動用ポスターの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければならないものとされているので注意してください。

第 8 開票及び選挙会

1. 開票及び選挙会

開票は、選挙会の事務にあわせて行います。日時及び場所は市委員会が定め、告示日に告示しますが、次により行う予定です。

日 時 10 月 19 日（日） 午後 9 時 20 分
場 所 湖南省共同福祉施設（サンライフ甲西）

2. 選挙立会人の届出

候補者は、湖南省議会議員一般選挙の選挙権を有する者の中から本人の承諾を得て選挙立会人となるべき者 1 人を定め、選挙の期日前 3 日までに「選挙立会人となるべき者の届出書」により市委員会に届け出ることができます。候補者自身は、選挙立会人となることはできません。

候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10 人を超える場合は、10 人までに制限するくじを、さらに、同一政党その他の政治団体に属する候補者からの届出に係る者が 3 人以上あるときは、2 人までに制限するくじを市委員会において行います。

従って、届出された者がくじの結果、選挙立会人となれない場合もあります。